

地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例（昭和23年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第8条第1項第1号乃至第3号に定めるもののほか、次に掲げる要件を具えていなければならない。</p> <p>(1) 地方事務所、税務署、公共職業安定所等の官公署が、5以上設けられていること。</p> <p>(2) 学校教育法に規定する高等学校が設けられていること。</p> <p>(3) 公私立の図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設を、2以上有すること。</p> <p>(4) 上水道、下水道、軌道又はバス事業等の事業を、当該普通地方公共団体において1以上経営していること。</p> <p>(5) 当該普通地方公共団体の住民1人当りの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市の住民1人当りの国税又は地方税の納税額と比して、概ね遜色がないこと。</p> <p>(6) 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額をその市の全人口で除した額と比して、概ね遜色がないこと。</p> <p>(7) 銀行、会社、工場、事業場等の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。</p>	<p>市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校が設けられていること。</p> <p>(2) 図書館、博物館、公会堂、公園等の施設が2以上設けられていること。</p> <p>(3) 当該普通地方公共団体の住民1人当たりの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市の住民1人当たりの国税又は地方税の納税額と比しておおむね遜色がないこと。</p> <p>(4) 銀行、会社、工場、事業場等の数及びその規模が、他の市に比しておおむね遜色がないこと。</p>

(8) 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近5箇年間増加の傾向にあること。

(9) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が、相当数設けられていること。

(5) 病院又は診療所が相当数設けられていること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。